

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（地方消費税）</u>		
要望項目名	地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大（クルーズ埠頭）		
要望内容（概要）	外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗の免税許可申請を簡素化・円滑化する。		
関係条文	消費税法第8条 消費税法施行規則第10条		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 クルーズ船による訪日外国人の旅行消費を拡大することにより、地域の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 外航クルーズ船1回の寄港では2千人から3千人の訪日外国人旅行者が来訪し、寄港地では消耗品を含む物品が大量に購入される。 本年10月1日より免税対象物品に食品類、飲料類等の消耗品が追加されることと相まって、クルーズ埠頭（クルーズ船の接岸岸壁や旅客船ターミナル等）で物品を免税で販売できれば、訪日外国人による地元物産品等の大量購入に繋がることが期待される。 一方、クルーズ埠頭に臨時出店する仮設店舗について、免税店の許可申請手続きが出店者に負担となっている。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	10—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 外国人旅行者向け消費税免税制度について、地方運輸局・地方経済産業局での事前相談、関係団体による免税店関係者向けの免税手続研修の充実等により、2020 年に向けて全国各地の免税店を 10,000 店規模へと倍増させる。あわせて、免税販売手続におけるより一層の利便性向上を検討する。</p> <p>○観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014 (平成 26 年 6 月 17 日観光立国推進閣僚会議決定) ・寄港地を中心に地域の活性化等に寄与するクルーズ船による訪日旅行を活性化させるため、クルーズ船の寄港を受け入れるための環境整備等を加速化させ、2020 年に「クルーズ 100 万人時代」の実現を目指す。 ・地方運輸局・地方経済産業局での事前相談、免税店許可手続の周知、関係団体による免税手続研修の充実等を図り、2020 年に向けて全国各地の免税店を 10,000 店規模へと倍増させる。あわせて、免税販売手続におけるより一層の利便性向上を検討する。</p>
	政策の達成目標	<p>○訪日外国人旅行者数（「日本再興戦略」改訂 2014） 2030 年：3000 万人</p> <p>○クルーズ船で入国する外国人旅行者数（観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014） 2020 年：100 万人</p> <p>○訪日外国人旅行消費額（日本再興戦略） 2030 年：4.7 兆円</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
有効性	政策目標の達成状況	<p>○訪日外国人旅行者数 2011 年 622 万人 2012 年 836 万人 2013 年 1,036 万人</p> <p>○クルーズ船で入国する外国人旅行者数 2012 年 26.9 万人 2013 年 17.4 万人</p> <p>○訪日外国人旅行消費額 2011 年 1.0 兆円 2012 年 1.3 兆円 2013 年 1.7 兆円</p>
	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗の免税許可申請を簡素化・円滑化することにより、埠頭において免税店が設置されるようになり、クルーズ船による訪日外国人旅行者の利便性が向上し、消費意欲が喚起されることで、旅行消費の拡大がなされる。</p>
ページ		10—2

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	(平成 27 年度予算) ○訪日 2000 万人時代に向けたインバウンド政策の推進 16,213 百万円 ○クルーズ船の受入を円滑にするための先導的事業 73 百万円
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記予算措置により、訪日旅行促進のための海外プロモーションや国内の受入環境整備、クルーズ船の受入を円滑にするための先導的事業を実施することで、訪日意欲を喚起するとともに、国内での滞在を円滑にし、外国人旅行者の増加を図る。また、海外プロモーションにおいて、訪日旅行にかかる免税対象品目の拡大や手続の簡素化について海外へ発信することで、日本国内での旅行消費の拡大を誘導する。
	要望の措置の 妥当性	免税手続の負担軽減による地方の免税店の拡大を通じた外国人旅行者の旅行消費額拡大により、地方を含めた日本経済全体の活性化が必要最小限の措置により期待されるため、政策手段としての的確である。
	ページ	10—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 26 年度税制改正 「外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大及び手続の簡素化」を要望し以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○免税対象品目の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、以下の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。 ○免税手続の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・購入記録票等の様式の弾力化及び手続きの簡素化を行う。
ページ	10—4